

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第94号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第104号）

事件名：「愛知県立学校に在籍する者はいるが名古屋市立学校に在籍しない者の障害名が分かる文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「愛知の県立学校に在籍する者はいるが、名古屋市立学校に在籍しない者の障害名がわかる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月20日付け愛労発安1020第5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成29年8月21日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「愛知の県立学校に在籍する者はいるが、名古屋市立学校に在籍しない者の障害名がわかる文書」に係る開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

（3）理由

本件審査請求に係る開示請求は、「愛知県立の学校には在籍するが、

名古屋市立の学校には在籍しない障害者の障害名がわかる文書」について行われたものである。

これまで、処分庁は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）4条1項57号に規定する「障害者の雇用の促進その他職業生活における自立に関する」事務の遂行に必要な範囲で愛知県立及び名古屋市立の学校に在籍する障害者を個別に把握してきているところではあるが、これらの学校に在籍する障害者を網羅的に把握するための調査等を行ったことはない。

なお、処分庁においては、審査請求人と面会する機会を設け、学校の範囲を特別支援学校に限定する等の補正を試みたものの、審査請求人はこれに応じず、当該開示請求書の記載内容のまま処分を行って構わない旨回答したものであり、加えて、後日、本件担当者から審査請求人に対して、改めて、補正を行わず、処分を行ってよいか確認を行ったが、審査請求人本人より了承があったところである。

以上を踏まえると、本件対象行政文書について、これを作成・取得しておらず保有していないことから不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「審査請求人が開示請求した文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、本件対象文書の特定については、上記(3)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

(5) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考ええる。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年2月13日付け厚生労働省発職雇0213第7号により諮問した平成30年（行情）諮問第94号に係る諮問庁理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、下記のとおり補充して説明する。

記

理由説明書の「(4) 審査請求人の主張について」について、全文を以下のとおり修正して説明する。

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、本件対象行政文書の不存在については、上記(3)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月16日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ④ 同年4月19日 審議
- ⑤ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「愛知の県立学校に在籍する者はいるが、名古屋市立学校に在籍しない者の障害名がわかる文書」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を不開示とした理由について、諮問庁の理由説明書（上記第3の1(3)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件対象文書は、「愛知の県立学校に在籍する者の障害名のうち、名古屋市立学校に在籍する者には無い障害名がわかる文書」であると認識している。

処分庁は、厚生労働省設置法4条1項57号に規定する「障害者の雇用の促進その他職業生活における自立に関する」事務として、例えば、特別支援学校生徒を対象とした「職場実習」受け入れのための事業所面談会を実施しており、特別支援学校から面談会参加生徒に係る職場実習実施状況等の報告を求め、当該事業の成果を整理しており、このような事務の遂行に必要な範囲で愛知県立及び名古屋市立の学校に在籍する障害者を個別に把握してきているところではあるが、特別支援学校も含めて、愛知県立及び名古屋市立の学校に在籍する障害者を網羅的に把握するための調査等を行ったことはない。

イ 処分庁においては、審査請求人と面会する機会を設け、学校の範囲を特別支援学校に限定する等の補正を試みたものの、審査請求人はこれに応じず、当該開示請求書の記載内容のまま処分を行って構わない旨回答したものであり、加えて、後日、本件担当者から審査請求人に対して、改めて、補正を行わず、処分を行ってよいか確認を行ったが、審査請求人本人より了承があったところである。また、仮に学校の範囲を特別支援学校に限定した場合も、上記アのとおり、特別支援学校に在籍する障害者を網羅的に把握する調査等を行って

いないため、文書不存在による不開示決定が行われていたものと考ええる。

ウ 以上により、本件対象文書について、これを作成・取得しておらず保有していないことから不開示とした原処分は妥当である。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子